

生産性向上特別措置法に基づく
導入促進基本計画

中 川 町
平成 31 年 1 月

導入促進基本計画

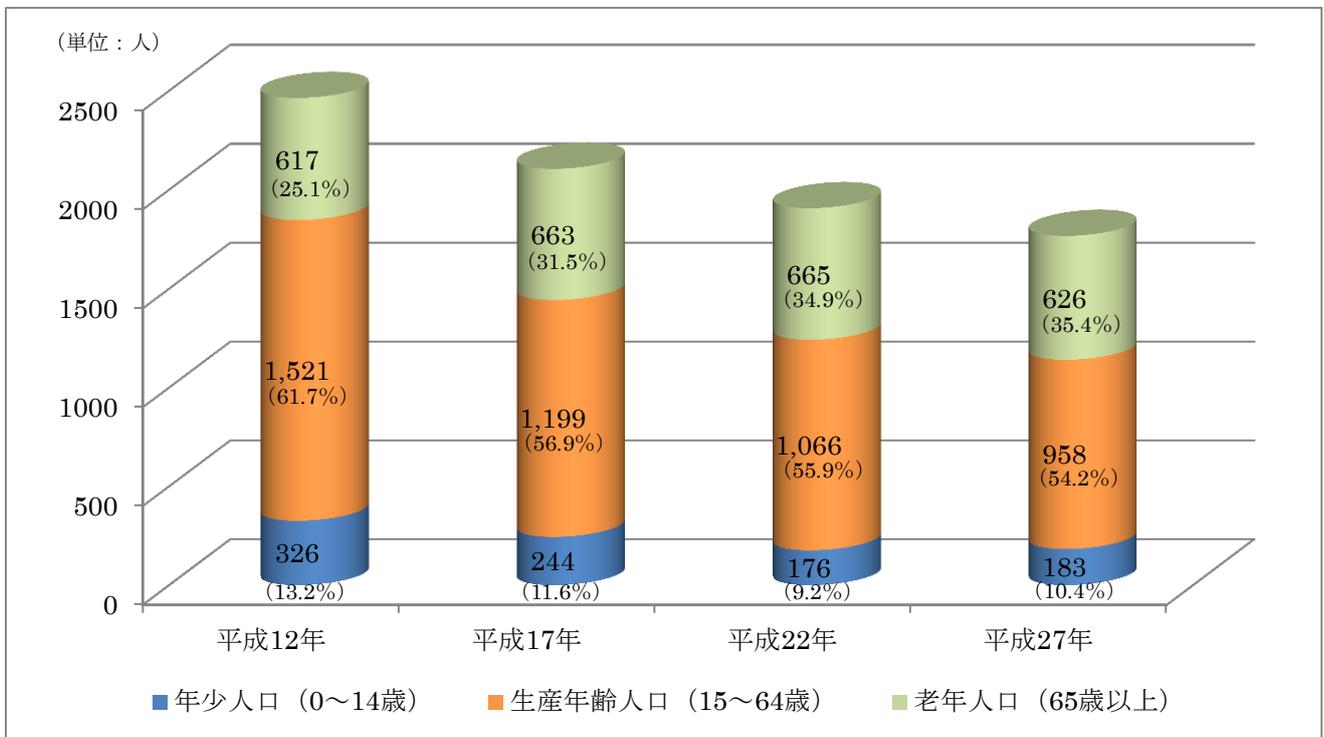
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中川町は北海道の北部、東に北見山地、西に天塩山地が走り、この両山地の中央を流れる天塩川とこれに合流する安平志内川流域に沿って細長く拓けている。農業と林業を基幹産業とし、人口は約 1,500 人となっている。

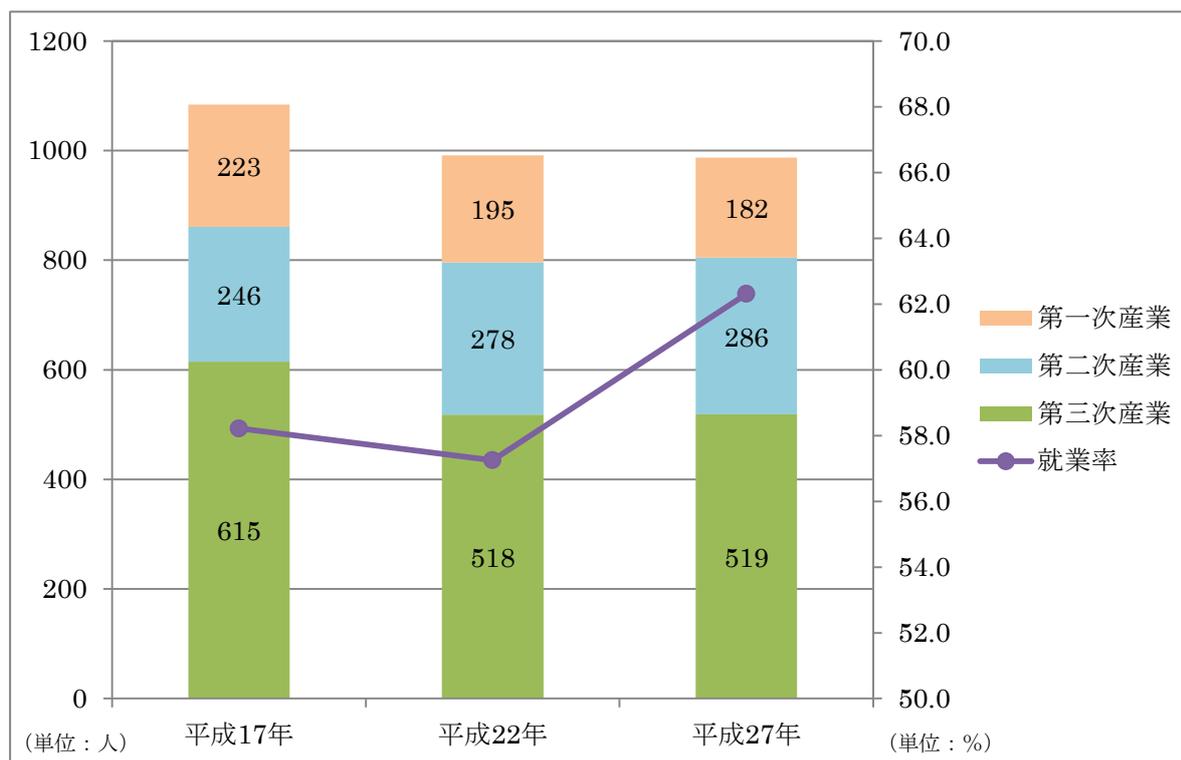
中川町の総人口は、減少傾向で推移している。経年変化を平成 22 年から平成 27 年の間でみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口とも割合に大きな変化は見られないが、総人口は 7.3% の減少となっている。

年齢 3 区分別人口の推移



産業別人口をみると、平成 22 年と平成 27 年の比較では各産業分野の就業者数、割合とも大きな変化はないものの就業率については、生産年齢人口と老年人口が減少していることからやや上昇している。平成 27 年の就業人口総数に対する割合は第一次産業 18.4%、第二次産業 29.0%、第三次産業が 52.6%となっている。

産業別人口の推移



商工業においては平成13年に世田谷区下高井戸商店街振興組合との交流を開始、平成14年より道道拡幅工事に伴う商店街近代化事業の実施、平成16年よりポイントカード事業の推進など、商店街活性化の取り組みを従前より展開してきた。また、「道の駅なかがわ」の整備や、天塩中川駅舎をJR北海道より取得し「中川町交流プラザ」として整備するなど、商工観光の基盤となる施設整備を進めてきた。さらに平成28年には世田谷区下高井戸にサテライトスペース「ナカガワのナカガワ」をオープンするなど都市住民への情報発信と交流人口の増加に向けて施策を展開している。今後はこれらを高度に結び付けるとともに、人材育成や新たな産業の創出などに支援していく必要がある。

中川町の中小企業は、町内事業所の大部分を占めており、地域経済において重要な役割を果たしている。現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中川町としては、町内の中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産年齢人口の減少や高齢化の中にあっても労働生産性を維持し、付加価値を高め、次世代の人材育成につながることを期待されるため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中川町の産業は、農業と林業を中心に、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が中川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中川町の産業は、道道を中心とした市街地、国道に沿った郊外、天塩川と安平志内川流域の農地と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、中川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中川町の産業は、農業と林業を中心に、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が中川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

また、中川町に事業所を有しない中小企業者が先端設備等を導入する場合、中川町の経済の発展及び雇用の創出に資する計画のみを認定の対象とする。